

●香川県広域水道企業団告示第6号

令和4年香川県広域水道企業団告示第7号（水道料金等の納付事務を取り扱う指定納付受託者の指定）の一部を次のように改正する。

令和5年3月14日

香川県広域水道企業団企業長 池 田 豊 人

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>納付事務</th> <th>名称</th> <th>所在地</th> <th>指定をした日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水道の使用に係る料金並びに高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三木町、宇多津町、綾川町、琴平町、多度津町及びまんのう町から企業団が収納を受託した下水道使用料等（以下「料金等」という。）のコンビニエンスストアによる納付事務</td> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	納付事務	名称	所在地	指定をした日	水道の使用に係る料金並びに高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三木町、宇多津町、綾川町、琴平町、多度津町及びまんのう町から企業団が収納を受託した下水道使用料等（以下「料金等」という。）のコンビニエンスストアによる納付事務	略				<table border="1"> <thead> <tr> <th>納付事務</th> <th>名称</th> <th>所在地</th> <th>指定をした日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水道の使用に係る料金並びに高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三木町、宇多津町、綾川町、琴平町、多度津町及びまんのう町から企業団が収納を受託した下水道使用料等（以下「料金等」という。）のコンビニエンスストアによる納付事務（旧まんのう事務所の水道料金システムを使用して作成した納入通知書によるものを除く。）</td> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	納付事務	名称	所在地	指定をした日	水道の使用に係る料金並びに高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三木町、宇多津町、綾川町、琴平町、多度津町及びまんのう町から企業団が収納を受託した下水道使用料等（以下「料金等」という。）のコンビニエンスストアによる納付事務（旧まんのう事務所の水道料金システムを使用して作成した納入通知書によるものを除く。）	略				略		略	
納付事務	名称	所在地	指定をした日																				
水道の使用に係る料金並びに高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三木町、宇多津町、綾川町、琴平町、多度津町及びまんのう町から企業団が収納を受託した下水道使用料等（以下「料金等」という。）のコンビニエンスストアによる納付事務	略																						
納付事務	名称	所在地	指定をした日																				
水道の使用に係る料金並びに高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三木町、宇多津町、綾川町、琴平町、多度津町及びまんのう町から企業団が収納を受託した下水道使用料等（以下「料金等」という。）のコンビニエンスストアによる納付事務（旧まんのう事務所の水道料金システムを使用して作成した納入通知書によるものを除く。）	略																						
				<p>備考 この表において「旧まんのう事務所」とは、香川県広域水道企業団水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する条例（令和元年香川県広域水道企業団条例第1号）による改正前の香川県広域水道企業団水道事業等の設置等に関する条例（平成30年香川県広域水道企業団条例第3号）別表第3に規定するまんのう事務所をいう。</p>																			